

車体発 19 第 205 号

2020 年 3 月 26 日

国土交通省 自動車局 技術政策課 御中

一般社団法人 日本自動車車体工業会
中央技術委員会
突入防止装置技術委員会



**試作トレーラのみなしバンパーに関する UN-R58-03 適用後の技術的根拠の
検証結果について（細目告示第 102 条第 2 項第 2 号の規定を適用するもの）**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 6 月 17 日の保安基準の細目告示の改正（国土交通省告示第 826 号）により、突入防止装置に関わる技術基準が強化されました。これに伴い、保安基準第 18 条の 2 第 3 項ただし書きの規定に基づく「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造（以下「みなしバンパー」という。）」についても、改正後の技術基準に適合する突入防止装置を備えた自動車と同程度以上の突入防止に関わる性能が求められます。

本委員会では、当会会員各社が製作する「みなしバンパー」を 11 種類（タイプ A～タイプ K）に分類し、それぞれについて保安基準の細目告示第 102 条第 2 項第 2 号への適合性（みなしバンパの技術的根拠）を検証し、その結果を別紙 1（目示）及び別紙 2（本編）のとおり取り纏めましたので、ご報告します。

なお、本検証結果に基づき製作した試作車の「みなしバンパー」については、届出の際に提出する概要説明書届出書の第 2 号様式（裏面）の「車枠及び車体」欄に以下のとおり記載することとします。（※本取扱いは、2020 年 4 月以降の出荷分から順次運用開始し、2021 年 9 月 1 日以降の新規検査分から完全実施）

【第 2 号様式の「車枠及び車体」欄の記載例】

- ・当該自動車の「みなしバンパー」は、車体発 19 第 205 号（2020 年 3 月 26 日）のタイプ〇とする。

敬具